

じたくりょうようしゃとうせいかつしえんじぎょう あんない  
自宅療養者等生活支援事業のご案内

しじょうなわてし しんがたころなういるすかんせんしょう りかん じたくりょうよう おこな ひと どうきよ かぞく  
四條畷市では、新型コロナウイルス感染症に罹患され自宅療養を行う人や同居の家族  
たい りょうよう けんこうかんさつ あんしん せんねん ほんしどくじじぎょう  
などに対して、療養や健康観察に安心して専念していただけるよう、本市独自事業として、  
にちようひん しょくりょうひん しえんぶっびん おしょう ていきょう もう こ せい  
日用品や食料品などの支援物品を無償で提供しています。（申し込み制）

### ●対象となる人

四條畷市に住民登録があり居住しており、以下の①から③のいずれかに該当する人

- ①新型コロナウイルス感染症患者で自宅療養を行う人及びその同居家族
- ②同感染症の濃厚接触者で自宅にて健康観察を行う人
- ③その他、市長が特に必要と認めた人

### ●支援物品の内容

#### ①日用品セット（1世帯に1セット）

ティッシュなどの日用品と、マスクや手指用アルコール消毒液などの衛生用品等

#### ②食料品セット（1人に1セット）

大人用：ゼリー飲料やレトルトを主とした5日分程度の食料品

乳幼児用：紙おむつ（サイズをお選びいただけます）などのベビー用品と、

粉ミルク、離乳食または幼児食からお子さまの状況により選択可能です

### ●申し込み方法

申込書（本チラシ裏面）の内容を①～③のいずれかの方法でお申し込みください。

- ① 電話：072-877-1231（平日：午前9時30分から午後4時まで）  
：072-877-1259（日・祝：午前9時30分から午後4時まで）
- ② メール：hoken-s@city.shijonawate.lg.jp  
※申込書の内容をメール本文に記入するか、データを添付してください。
- ③ ファックス：072-877-6963

### ●お届けについて

支援物品については、本事業の受託業者がご自宅前に置きます。

お届けはインターフォン、またはノックにてお知らせしますが、非対面にてお受け取りください。

※感染状況により、お届けが遅れる場合があります。

と あ しじょうなわてしりつほけんせんたー  
【お問い合わせ】四條畷市立保健センター

てんわ 072-877-1231（平 日：午前9時30分から午後5時まで）

072-877-1259（日・祝：午前9時30分から午後4時まで）